［事案 2024-95］入院一時金支払請求

・令和 6 年 10 月 25 日　裁定打切り

＜事案の概要＞

重大事由により契約を解除され、入院一時金が支払われなかったことを不服として、入院一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和 5 年 8 月から 15 日間、自律神経失調症により入院したため、令和 5 年 4 月に契約した変額保険の医療保障にもとづき、入院一時金を請求したところ、約款上の重大事由に該当するとして、契約が解除され入院一時金が支払れなかった。しかし、以下の理由により、重大事由解除を無効にして入院一時金を支払ってほしい。

(1) 契約している保険の給付金合計額が大きいことを理由に契約を解除されたが、契約締結の際には募集人からそのようなことは一度も言われておらず、その理由での解除はあまりにも理不尽である。そもそも、本契約の給付金額が大きいために合計額が大きくなっているだけで、このことは理由にはならないと思われる。

(2) 本入院は、令和 5 年 7 月の交通事故により頭痛やめまいが止まらなくなったために入院することになったものだが、契約締結の際、募集人から、どのような入院でも大丈夫な保険だと説明された。

＜保険会社の主張＞

本入院時には、申立人を被保険者とする契約が本契約を含め 4 社 6 契約におよんでいる。本入院に対して、各社が保障している給付金等の合計額が著しく過大であり、本契約の約款に定める「重大事由による解除」に該当することから、申立人の請求に応じることはできない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

(1) 重大事由による解除が相当か否かを判断するためには、本契約および他社の保険の加入の経緯・動機、契約者が支払う保険料の合計額、加入当時の保険契約者の生活状況（収入、支出等）および財産状態（資産、負債等）、保険料の負担能力及び支払状況、給付金の支払履歴および支払われた給付金があればその妥当性、被保険者の病状および医学的知見などを総合的に勘案して判断しなければならない。

(2) これらの事情を明らかにするためには、相手方の反対尋問権も保障された厳密な証拠調手続を経る必要があるほか、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる可能性がある。

(3) しかしながら、裁判外紛争解決機関である裁定審査会は、厳密な証拠調手続を有しておらず、また、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、第三者に対する尋問手続を有していない。